

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	<p>令和5年8月22日（火） 第9523号</p>
	<p>毎週火・金曜日発行</p>	

## 目 次

◇ 告 示	課税免除に関する届出書及び不均一課税適用申請書の一部改正（398）（税務課）・・・2 県統計調査の実施（399）（女性応援課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 鳥取市と鳥取県の間における鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置に用いる土地の管理 に関する事務の委託に関する規約（400）（とっとり弥生の王国推進課）・・・・・・・・3 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（401）（孤独・孤立対策課）・・・・4 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（402）（〃）・・・・・・・・・・5 生活保護法による指定介護機関の休止の届出（403）（〃）・・・・・・・・・・5 特別保護地区の区域の指定予定（404）（自然共生課）・・・・・・・・・・6 特定計量器の定期検査の実施（405）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・6 住宅確保要配慮者居住支援法人の変更の届出（406）（住宅政策課）・・・・・・7 大規模小売店舗の新設の届出（407）（企業支援課）・・・・・・・・・・7 大規模小売店舗に関する変更事項の届出（3件）（408～410）（〃）・・・・・・8 保安林の指定の解除（411）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・10 保安林の指定の解除予定（2件）（412・413）（〃）・・・・・・・・・・10 基本測量の実施（414）（県土総務課）・・・・・・・・・・11 指定居宅サービス事業の廃止の届出（415）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・11 指定介護予防サービス事業の廃止の届出（416）（〃）・・・・・・・・・・12 建築基準法による道路の位置の指定（417）（中部総合事務所環境建築局）・・・・12 土地改良区の役員の就退任（418）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・12 土地改良区の役員の就退任（419）（西部総合事務所農林局）・・・・・・13
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（40）・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
◇ 教委告示	物品売払代金の徴収事務の委託（12）（倉吉養護学校）・・・・・・・・・・14
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・14
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（デジタル基盤整備課）・・・・・・・・・・15

# 告 示

**鳥取県告示第398号**

平成12年鳥取県告示第455号（課税免除に関する届出書及び不均一課税適用申請書について）の一部を次のように改正する。

令和5年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第5号</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>備考</p> <p>1 この申請書は、原則として、次に掲げる日のいずれか遅い日までに提出してください。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>産業未来共創補助金</u>（鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第37号）第3条第1項第1号に規定する<u>産業未来共創補助金</u>をいう。）の交付の決定を受けた日の翌日から起算して2月を経過する日</p> <p>2 この申請書には、次の書類を添付してください。ただし、土地が適用対象とならない申請については、(3)及び(4)の書類の添付は不要です。</p> <p>(1) <u>産業未来共創補助金交付決定及び交付額確定通知書の写し</u>（<u>成長・規模拡大型</u>又は<u>一般投資型</u>に係るものに限る。）</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>様式第5号</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>備考</p> <p>1 この申請書は、原則として、次に掲げる日のいずれか遅い日までに提出してください。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>産業成長応援補助金</u>（鳥取県産業成長応援条例（令和元年鳥取県条例第4号）第4条第1項に規定する<u>産業成長補助金</u>をいう。）の交付の決定を受けた日の翌日から起算して2月を経過する日</p> <p>2 この申請書には、次の書類を添付してください。ただし、土地が適用対象とならない申請については、(3)及び(4)の書類の添付は不要です。</p> <p>(1) <u>産業成長応援補助金交付決定及び交付額確定通知書の写し</u>（<u>成長・規模拡大ステージ</u>又は<u>一般投資支援</u>に係るものに限る。）</p> <p>(2)～(5) 略</p>

附 則

- 1 この告示は、令和5年8月22日から施行する。
- 2 鳥取県産業未来共創条例（以下「新条例」という。）附則第3項の規定によりなお効力を有することとされる同条例附則第2項の規定による廃止前の鳥取県産業成長応援条例（令和元年鳥取県条例第4号。以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する産業成長応援補助金及び新条例附則第4項の規定によりなお効力を有することとされる旧条例附則第2項の規定による廃止前の鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）第4条に規定する企業立地事業補助金に係る不均一課税適用の申請については、なお従前の例による。

**鳥取県告示第399号**

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称

企業の女性管理職登用等実態調査

2 調査の目的

従業員数が10人以上の県内の事業所における管理職等の女性の割合、女性の管理職登用に関する考え方等について実態を調査し、企業に対する県の支援策等を検討する基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

県内に所在する従業員10人以上の事業所

4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

- ア 常用労働者数（男女の別及び正規非正規の別を含む。）
- イ 役員及び係長級以上の従業員（以下「役員等」という。）の数（男女の別を含む。）
- ウ 女性の役員等の数がゼロの理由
- エ 女性の役員等への登用による効果
- オ 女性の役員等への登用を進めるために重要なこと
- カ 出産・育児又は介護を理由に退職した従業員数（男女の別及び正規非正規の別を含む。）
- キ 介護と仕事の両立のための必要な取組

(2) その基準となる期日又は期間

令和5年9月1日  
ただし、(1)カについては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間

5 報告を求める者

総務省の事業所母集団データベース対象者名簿から抽出した従業員10人以上の事業所 約5,300箇所

6 報告を求めるために用いる方法

調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送させる方法で行う。

7 報告を求める期間

令和5年9月5日から同年10月6日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第400号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置に用いる鳥取市の土地の管理に関する事務を受託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその規約を告示する。

令和5年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取市と鳥取県の間における鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置に用いる土地の管理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 鳥取市（以下「甲」という。）は、甲が所有する次の表に掲げる土地の管理に関する事務の一部（以下「委託事務」という。）を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

所 在 地	数 量
鳥取市青谷町青谷字下寺地4160-3ほか95筆	52,737.88平方メートル

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、前条に掲げる土地を、乙が鳥取市青谷町内に設置する鳥取県立青

谷かみじち史跡公園（以下「公園」という。）の敷地の一部とすることとする。

2 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第3条 委託事務を含む公園の管理運営の効果は、公園全体に及ぶものとし、委託事務を含む公園の管理運営に要する経費は甲乙相互に負担するものとする。

2 前項の経費のうち、甲が負担する経費については、甲はあらかじめ、これを乙に交付するものとする。

3 第1項の経費の額並びに前項の甲が負担する経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）及び鳥取市長（以下「市長」という。）が協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ、経費の見積書及び事業計画書を市長に送付しなければならない。

第4条 知事は、前条第1項の経費に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、計上するものとする。

第5条 甲は、各年度において、交付した経費の額が、現に要した経費の額を超過していると認められる場合においては、当該超過する額を翌年度における経費の額から減じて交付するものとする。

2 甲は、各年度において、交付した経費の額が、現に要した経費の額に満たないと認められる場合においては、当該不足する額を翌年度における経費の額に加えて交付するものとする。

（決算の場合の措置）

第6条 知事は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務を含む公園の管理運営に関する部分を市長に通知するものとする。

（委託事務を廃止する場合の措置）

第7条 委託事務を廃止する場合においては、第3条第1項の経費に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる余剰金又は不足金の処理については、知事及び市長が協議して定めるものとする。

（条例等改正の場合の措置）

第8条 委託事務の管理及び執行を含む公園の管理運営について適用される乙の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、市長に通知しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行を含む公園の管理運営について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を市長に通知しなければならない。

（連絡調整会議）

第9条 知事及び市長は、委託事務の管理及び執行を含む公園の管理運営に関し、必要に応じて、鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置及び管理に関する条例（令和4年鳥取県条例第27号）第3条の事務を行うに当たり連絡及び調整を行うための会議を開催するものとする。

（雑則）

第10条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

## 鳥取県告示第401号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人松田医院	倉吉市伊木201-6	令和5年6月17日

鳥取県告示第402号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人松田医院	倉吉市伊木201-6	医療法人松田医院	倉吉市伊木201-6	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導	令和5年6月17日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人松田医院	倉吉市伊木201-6	医療法人松田医院	倉吉市伊木201-6	介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導	令和5年6月17日

鳥取県告示第403号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
株式会社シニアリビング・スタイル	米子市安倍200-1	こころね訪問看護ステーション東福原	米子市東福原三丁目9-1	訪問看護	令和5年8月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
株式会社シニアリビング・スタイル	米子市安倍200-1	ころね訪問看護ステーション東福原	米子市東福原三丁目9-1	介護予防訪問看護	令和5年8月1日

#### 鳥取県告示第404号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、三徳山鳥獣保護区の区域内に特別保護地区の区域を指定する予定であるので、同条第4項において準用する第28条第4項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該区域に係る住民及び利害関係人は、令和5年9月5日までに、知事に縦覧に供された案についての意見書を提出することができる。

令和5年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 特別保護地区の名称

三徳特別保護地区

#### 2 特別保護地区の区域

三徳山鳥獣保護区の区域のうち、東伯郡三朝町大字三徳字三徳頭1010、1011-1及び1011-2の区域（文殊堂、地藏堂、鐘楼堂、納経堂、観音堂、元結掛堂、不動堂、投入堂及び愛染堂の敷地を除く。）（面積50ヘクタール）

#### 3 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

#### 4 特別保護地区の保護に関する指針の案

##### (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

##### (2) 指定目的

三徳山鳥獣保護区は東伯郡三朝町の東部に位置している。当該鳥獣保護区は、標高900メートルの三徳山を中心に、北側の三徳川と南側の小鹿川に挟まれた地域で、急崖な地形に恵まれた谷深い複雑な地形を有し、加えて北方植物と南方植物の分布の境界線を含み、多様な森林環境が維持されている区域である。

中でも、特別保護地区として指定しようとする区域は三徳山三佛寺の修行の場として手つかずの天然林が維持されており、標高270～600メートルの間に暖帯の常緑広葉樹と冷温帯の落葉広葉樹及び常緑針葉樹が混生し、特有の多様な森林環境を形成している。また、希少植物も多くみられ、多様な鳥獣が確認されている。

このため、当該区域は三徳山鳥獣保護区の中でも鳥獣の生息・繁殖に重要な区域と認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所

鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課

#### 6 1から4までに掲げる事項の縦覧期間

令和5年8月22日から14日間

#### 鳥取県告示第405号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
西伯郡大山町	令和5年9月26日（火）	午後1時から午後3時まで	西伯郡大山町下甲1120 大山町中山農村環境改善センター
〃	令和5年9月29日（金）	午前11時から午後4時まで	西伯郡大山町御来屋263-1 大山町名和公民館
〃	令和5年10月3日（火）	午後1時から午後3時まで	西伯郡大山町末長269-1 大山町大山公民館
西伯郡日吉津村	令和5年10月5日（木）	〃	西伯郡日吉津村大字日吉津930 ヴィレステひえづ
西伯郡伯耆町	令和5年10月10日（火）	午前11時から午後4時まで	西伯郡伯耆町吉長37-3 伯耆町農村環境改善センター
〃	令和5年10月13日（金）	午後1時から午後3時まで	西伯郡伯耆町長山292 溝口武道館
西伯郡南部町	令和5年10月17日（火）	〃	西伯郡南部町天萬558 南部町役場天萬庁舎
〃	令和5年10月20日（金）	〃	西伯郡南部町法勝寺167-2 プラザ西伯

鳥取県告示第406号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人の名称の変更に係る届出があったので、同法第41条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 届出のあった住宅確保要配慮者居住支援法人  
特定非営利活動法人ワーカーズコープ
- 変更内容

変更する内容	変更前	変更後
名称	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

- 変更年月日  
令和5年4月1日

鳥取県告示第407号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）カインズ日吉津店 西伯郡日吉津村大字富吉882-4ほか
- 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ウシオ 代表取締役 福家 成夫 鳥取市二階町一丁目117
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ウシオ 代表取締役 福家 成夫 鳥取市二階町一丁目117

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和6年4月9日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
9,500平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
ア 位置 9の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 362台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
ア 位置 9の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 90台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
ア 位置 9の書類に記載のとおり  
イ 面積 285平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
ア 位置 9の書類に記載のとおり  
イ 容量 43.9立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後8時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から午後8時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
ア 出入口の数 4か所  
イ 位置 9の書類に記載のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
令和5年8月8日
- 9 縦覧に供する書類  
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間  
令和5年8月22日から4月間
- 11 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び日吉津村総合政策課
- 12 意見書の提出  
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第408号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地



- イオンモール鳥取北イーストコート 鳥取市晩稲348ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
  - 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
6の書類に記載のとおり
  - 4 変更年月日  
令和4年10月1日ほか
  - 5 届出年月日  
令和5年8月1日
  - 6 縦覧に供する書類  
届出書及びその添付書類
  - 7 縦覧に供する期間  
令和5年8月22日から4月間
  - 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
  - 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第409号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
米子駅前ショッピングセンター 米子市末広町311
  - 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
米子市 米子市長 伊木 隆司 米子市加茂町一丁目1
  - 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
6の書類に記載のとおり
  - 4 変更年月日  
令和4年9月1日ほか
  - 5 届出年月日  
令和5年8月1日
  - 6 縦覧に供する書類  
届出書及びその添付書類
  - 7 縦覧に供する期間  
令和5年8月22日から4月間
  - 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課
  - 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。
-

**鳥取県告示第410号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
プレスポ伯耆 西伯郡伯耆町大殿952ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1-36
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
変更前 株式会社フーズマーケットホック 代表取締役 藤原 隆之  
変更後 株式会社フーズマーケットホック 代表取締役 澁谷 仁志
- 4 変更年月日  
令和4年4月1日
- 5 届出年月日  
令和5年8月1日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書
- 7 縦覧に供する期間  
令和5年8月22日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び伯耆町企画課経営企画室
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第411号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
八頭郡若桜町大字吉川字ジャ谷ヨリ上山マデ1037の32
- 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**鳥取県告示第412号**

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市鹿野町水谷字土落1110の1から1110の5まで、宇御崎谷1114の2、1114の3、1114の5、1114の6

- 2 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

**鳥取県告示第413号**

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡北栄町田井字灘浜494（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
風害の防備
  - (3) 解除の理由  
公共施設用地とするため
  - 2 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡北栄町田井字灘浜494（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - (3) 解除の理由  
公共施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び北栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第414号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 2 作業期間 令和5年8月10日から同年12月22日まで
- 3 作業地域 八頭郡智頭町及び八頭町

**鳥取県告示第415号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年8月22日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人松田 医院	医療法人松田医院	倉吉市伊木201－ 6	令和5年7月 26日	令和5年6月 17日	訪問看護、訪問リ ハビリテーション、 居宅療養管理 指導

**鳥取県告示第416号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和5年8月22日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人松田 医院	医療法人松田医院	倉吉市伊木201-6	令和5年7月 26日	令和5年6月 17日	介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導

**鳥取県告示第417号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県中部総合事務所環境建築局建築住宅課において縦覧に供する。

令和5年8月22日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

指定の年月日	指定道路の位置	指定道路の延長及び幅員
令和5年8月22日	東伯郡湯梨浜町大字田後字二ノ大河下557-1	延長 60.89メートル 幅員 6.02メートル

**鳥取県告示第418号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年8月22日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の名及び住所

- 理 事 坂 根 奨 倉吉市関金町堀3282-3
- 〃 日 野 博 文 倉吉市関金町泰久寺112-1
- 〃 石 川 裕 史 倉吉市関金町松河原2116
- 〃 山 本 智 男 倉吉市関金町大鳥居978
- 〃 池 本 隆 司 倉吉市関金町安歩545
- 〃 衣 笠 義 人 倉吉市鴨河内2623-1
- 〃 荒 金 俊 彦 倉吉市鴨河内1853-1
- 〃 野 儀 昭 弘 倉吉市福山327-4
- 〃 山 田 有 宏 倉吉市上古川666-7
- 〃 福 田 和 博 倉吉市小鴨1246
- 〃 杉 本 佐登志 倉吉市小鴨1339-62
- 〃 本 莊 学 倉吉市志津919-59
- 〃 松 本 幸 男 倉吉市三江492
- 監 事 山 本 守 夫 倉吉市関金町松河原93-1

〃 馬 西 秀 徳 倉吉市鴨河内1105-2  
〃 大 西 光 寿 東伯郡北栄町大島889  
令和5年7月31日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事 坂 野 善 一 倉吉市関金町今西1399-12  
〃 朝 倉 一 真 倉吉市関金町泰久寺653-1  
〃 石 川 裕 史 倉吉市関金町松河原2116  
〃 治郎丸 長 慶 倉吉市関金町大鳥居1233  
〃 池 本 隆 司 倉吉市関金町安歩545  
〃 衣 笠 義 人 倉吉市鴨河内2623-1  
〃 荒 金 俊 彦 倉吉市鴨河内1853-1  
〃 野 儀 昭 弘 倉吉市福山327-4  
〃 山 田 有 宏 倉吉市上古川666-7  
〃 福 田 和 博 倉吉市小鴨1246  
〃 杉 本 佐登志 倉吉市小鴨1339-62  
〃 本 莊 学 倉吉市志津919-59  
〃 松 本 幸 男 倉吉市三江492  
監 事 山 本 守 夫 倉吉市関金町松河原93-1  
〃 馬 西 秀 徳 倉吉市鴨河内1105-2  
〃 大 西 光 寿 東伯郡北栄町大島889  
令和5年8月1日就任 任期4年

## 鳥取県告示第419号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり西部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年8月22日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事 高 橋 俊 行 西伯郡伯耆町大殿1190  
理 事 宅 野 恭 司 西伯郡伯耆町岩屋谷386  
令和5年3月26日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事 高 吉 正 樹 西伯郡伯耆町大殿155  
理 事 奥 田 良 一 西伯郡伯耆町岩屋谷393  
令和5年3月27日就任 任期 令和7年5月9日まで

## 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第40号

令和5年第9回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年8月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

1 日時 令和5年8月24日（木） 午後2時

2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

3 議題

- (1) 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の有効期限について
- (2) 政治団体関係者研修会について
- (3) その他

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第12号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉養護学校における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年8月22日

鳥取県立倉吉養護学校長 中 家 岳 史

1 委託の相手

合同会社あとあとの

2 委託期間

令和5年8月11日から同月18日まで

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和5年8月22日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		令和5年9月7日 午前10時から午後 3時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		令和5年9月15日 午後1時30分から 午後4時30分まで	〃	〃

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

- (2) 講習課目
- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 考査
- 初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。
- 5 受講申込手続
- 所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。
- 6 講習受講手数料及びその納付方法
- (1) 講習受講手数料
- ア 初心者講習 6,900円
  - イ 経験者講習 3,000円
- (2) 納付方法
- (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。
- 7 携行品
- 筆記用具

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量  | 鳥取情報ハイウェイ通信機器賃貸借（再リース）業務 一式  |
| 2 契 約 方 式          | 随意契約   |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 令和5年6月14日  |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | NTT・TCリース株式会社中国支店<br>広島県広島市中区立町2-27  |
| 5 契 約 金 額          | 32,934,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  |
| 6 随意契約による理由        | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県政策戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課<br>鳥取市東町一丁目220   |